

(株)須崎青果主催：インボイス学習会

来年10月実施予定の 消費税インボイス制度導入による 農業者への影響について

適格請求書
(インボイス)

請求書



農業者向け説明資料

一部、J A新潟中央会作成
の資料を引用しています。

◆◆ 様 請求書 ○年○月○日

●●農園

登録番号△△△△

化粧箱 1個 550円

果物(※) 1袋 3,240円

合計 3,790円

(10%対象 550円 内消費税50円)

(8%対象 3,240円 内消費税240円)

※印は軽減税率対象品目

民商

2022年10月12日
高知県商工団体連合会 入江博孝



QRコード

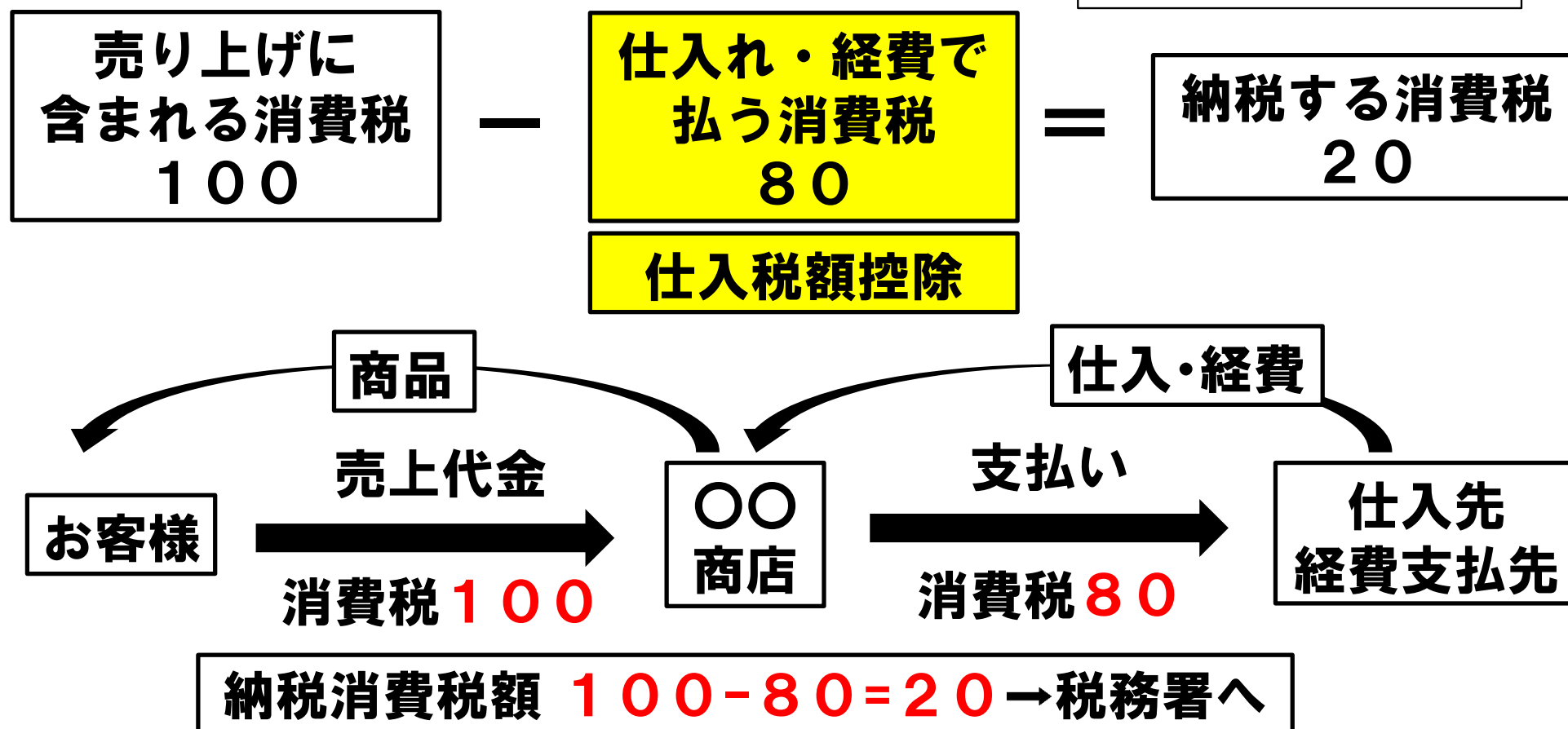
1. はじめに

- ①今日の話は厳密にいうと細部で不正確な部分があります
インボイス制度の理解が目的なので細部の不正確さをご容赦ください
- ②インボイス制度は消費税の申告・計算方法に関係しており、所得(税)の申告・計算には関係しません。所得(税)の計算は従来どおりです。
- ③農業の方に特化した説明をします
- ④説明の中で出てくる
インボイス＝適格請求書、適格領収書は同じ意味です
インボイス制度＝正式名称は「適格請求書等保存方式」です
- ⑤消費税とは物・サービスの対価に含まれるとみなすもの
1100円のうち税100円はいらないと言っても、受領した1000円に消費税が含まれる
- ⑥私の話は30分までです。その後質問を受けます

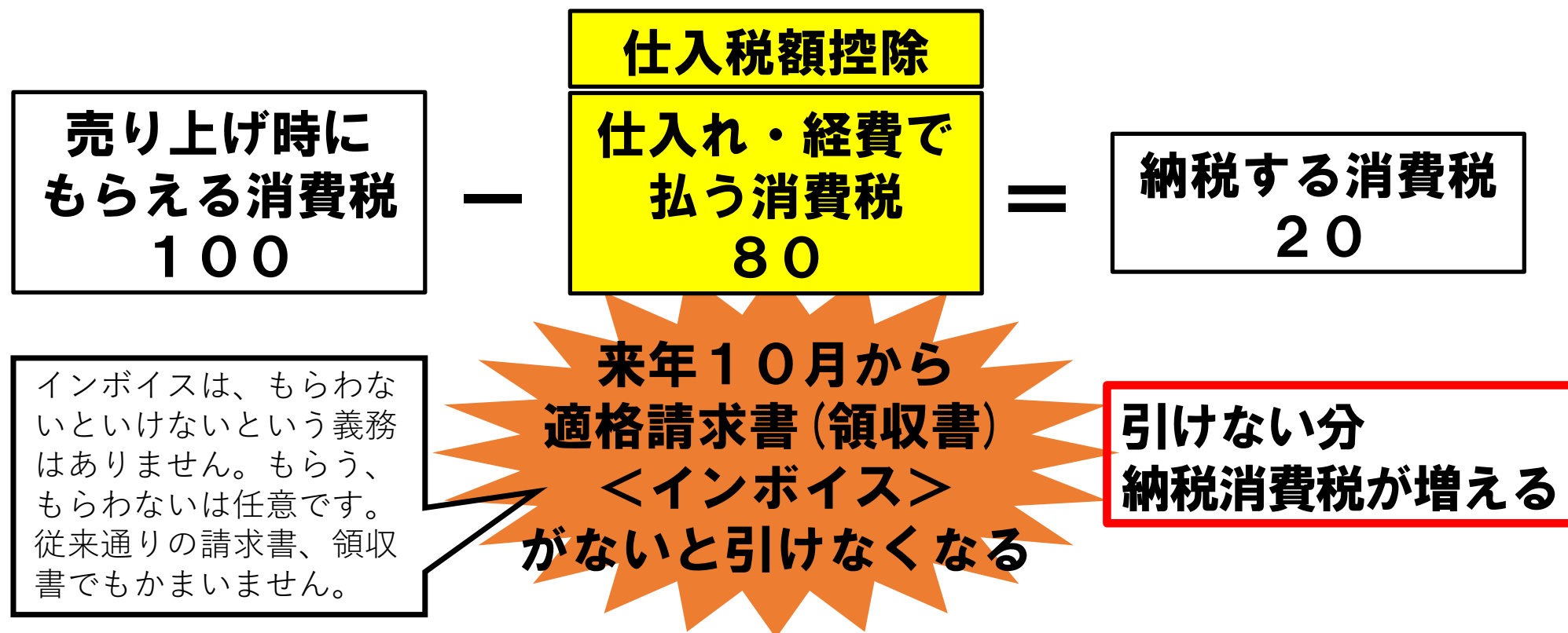
2. 消費税の申告・計算方法①（原則＝本則課税）

売上5000万円超の事業者
はすべてこの計算方法

簡単な簡易課税もあります



3. インボイス制度の概要



インボイス制度、対応しないとどうなる？

インボイス制度に対応しないと、売上先（買手）にインボイスを交付できません。インボイスを受け取れなかった売上先は仕入税額控除ができず、納付税額が大きく計算されてしまいます。

本則課税の事業者の場合

仕入先が適格請求書発行事業者ではない場合



つまり・・・仕入税額控除ができなくなる



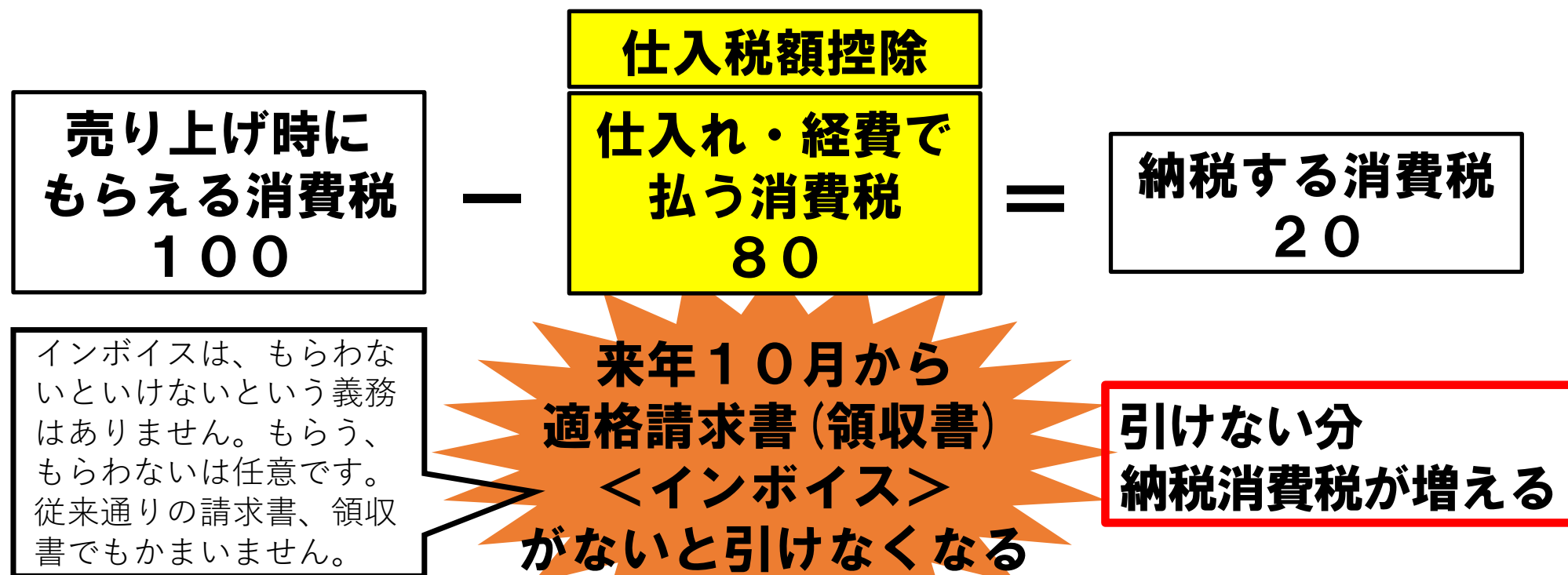
仕入先が適格請求書発行事業者の場合



つまり・・・売上時の消費税が、従来通り仕入税額控除が可能



4. インボイスを発行できる人



**インボイスを発行できるのは課税事業者だけ
免税事業者は発行できない**

5. 課税事業者、免税事業者

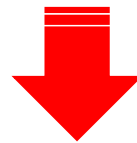
課税事業者 消費税の申告をしている人、する人
売上が1000万円超の人・事業者

免税事業者 消費税の申告をしていない人
売上が1000万円以下の人・事業者

インボイス制度が実施されると免税事業者が大変に！

課税事業者しかインボイスは発行できません

どうなる？どうする！



6. 免税事業者は、どうなる？ どうする！

- ①売上先から取引を断られる。こちらから取引をやめる
- ②インボイス発行事業者になって取引を継続し、消費税の申告・納税をする
- ③消費税分を値下げして取引を継続する
- ④インボイスがなくても取引を継続するよう交渉する

以下の行為は独占禁止法違反(優越的地位の濫用)になる恐れがあります

取引上明らかに優越的地位にある人(事業者)は注意を

- 1、インボイスを発行しないことを理由に一方的に取引を中止する
- 2、インボイスを発行しない事業者に消費税分の値下げを強要する
- 3、インボイス発行事業者になることを執拗に迫る

7. 消費税の申告・計算方法②（簡易課税）

インボイス不要

売上5000万円以下の人・事業者が選択できます

売上金額と業種によって納付する消費税額を計算します（インボイス不要）

<計算例>

農業者の場合

食用作物を作っている場合 売上の消費税×20%→納付税額

売上500万円（税抜きの場合）

売上×8%＝売上の消費税40万円×20%＝8万円→納付税額

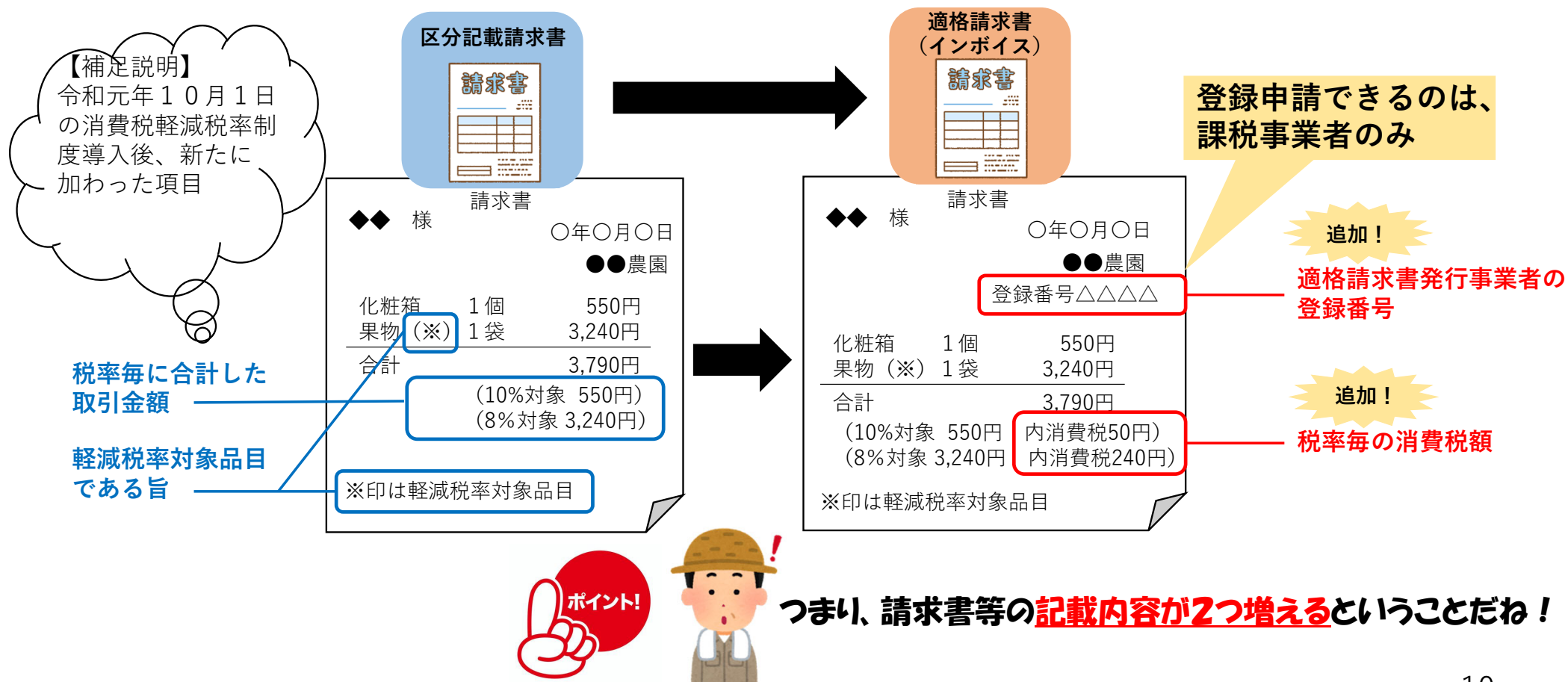
食用以外を作っている場合 売上の消費税×30%→納付税額

売上500万円（税抜きの場合）

売上×10%＝売上の消費税50万円×30%＝15万円→納付税額

8. インボイスの書式

「適格請求書（インボイス）」には、従来の「区分記載請求書」の記載事項に加えて「**税率毎の消費税額**」「**適格請求書発行事業者の登録番号（インボイス番号）**」の記載が追加されます。



9. インボイス制度にはいくつかの「例外」があります（抜粋）

< インボイスの交付義務の免除（交付が困難な取引） >（抜粋）

- ①出荷者が**卸売市場**において行う**生鮮食品等の譲渡**【**卸売市場特例**】 ※須崎青果さんが該当します
（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）
- ②**生産者が農協、漁協又は森林組合等に委託**して行う**農林水産物の譲渡**【**農協特例**】
（無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）

「**無条件委託方式**」かつ「**共同計算方式**」により販売されることが条件。

- ①**無条件委託方式**…売値、販売時期、販売先などの条件を付けないで委託する
- ②**共同計算方式**……一定期間における販売額を平均価格により精算する

**出荷(販売)先が須崎青果、JAのみであれば、インボイスの心配はいりません。
< インボイスを求められることはありません >**

< 交付方法の特例（委託販売等における特例） > →後ほど説明します

- ③業務を委託する事業者が、**媒介者を介して行う取引**の場合、**委託者・媒介者双方が適格請求書発行事業者**である場合には、**委託者に代わって媒介者が**自己の氏名・登録番号を記載した適格請求書を発行することができる。【**媒介者特例**】

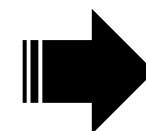
10. ここまでのまとめ

**売上先（出荷先）がすべて
卸売市場（須崎青果さんなど）**

J A（農協）

売上1000万円以下の免税事業者

**売上5000万円以下の簡易課税の事業者
一般の消費者**



**インボイスの
心配は不要です**



現在のところは心配不要ですが、将来は？

インボイス制度が徹底されると

- ①消費税の増税、税務調査がしやすくなる
- ②免税点（1000万円）、簡易課税適用売上（5000万円）の引き下げ
- ③簡易課税制度の廃止

***ヨーロッパでは免税点引き下げ、簡易課税制度が廃止されている**

11. 農産物直売所やインショップを介した販売

農産物直売所やインショップでの取引 **安芸駅ちばさん市場や道の駅、スーパーの産直コーナーなど**

直売所やインショップへ出荷した農産物は、直売所やスーパー等の店舗のレジを通して一般消費者や事業者へ販売されます。

直売所やインショップの販売は「無条件委託」「共同計算」ではないので「**農協特例**」が使えません。

また、当然のことながら卸売市場を通していないので「**卸売市場特例**」も使えません。

さらに厄介なことに、レジを通過する際に、**お客様の買い物籠の中には、「店舗で仕入れた商品」「課税業者の商品」と「免税業者の商品」が混在**しますので取引が複雑になります。

レジでのインボイス
がややこしい

これらを踏まえたうえで、**基本的な対応方法は以下の3パターン**が想定されます。
農産物等を出荷する**店舗がどの方法を採用するかにより、農業者への影響が異なります。**

- ①媒介者特例方式
- ②消化仕入方式
- ③事業者対応特別方式



ということ？
3パターンは何が違うの？

直販所やスーパーにどう
するか聞いてみましょう

(注意) あくまでも「想定される3パターン」であり、実務ではこの①～③以外でインボイス対応する店舗がある可能性もあります。
また、①～③の方式の名称は、本資料で説明するうえでの名称です（広く一般に通用する名称というわけではありません）。

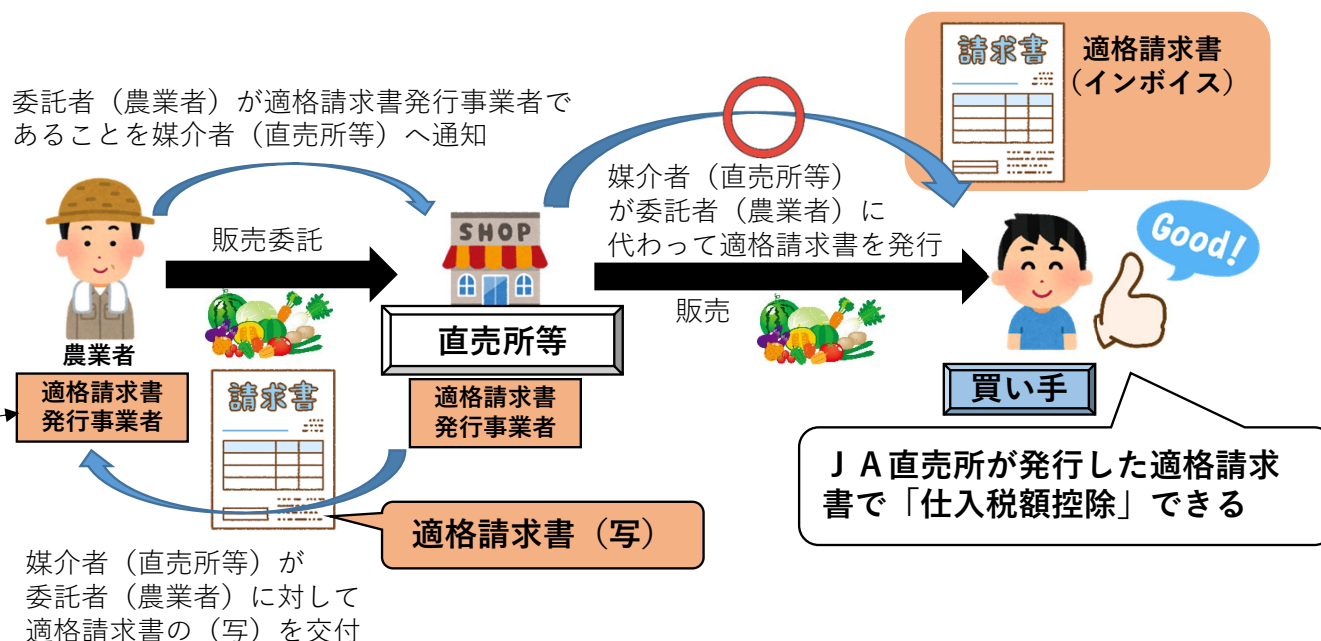
媒介者特例方式

委託者（農業者）が、媒介者（直売所等）を介して行う取引の場合、**委託者・媒介者双方が適格請求書発行事業者である場合**には、**委託者に代わって媒介者が**、媒介者の登録番号を記載した**適格請求書（インボイス）を発行**することができます。これが「**媒介者特例**」です。

あくまでも**委託者（農業者）、媒介者（直売所等）双方が適格請求書発行事業者**でなければだめです。免税事業者等の適格請求書発行事業者でない者の商品については媒介者（直売所等）が適格請求書を発行することはできません。



「**農協特例**」「**卸売市場特例**」
との**大きな違い**です！



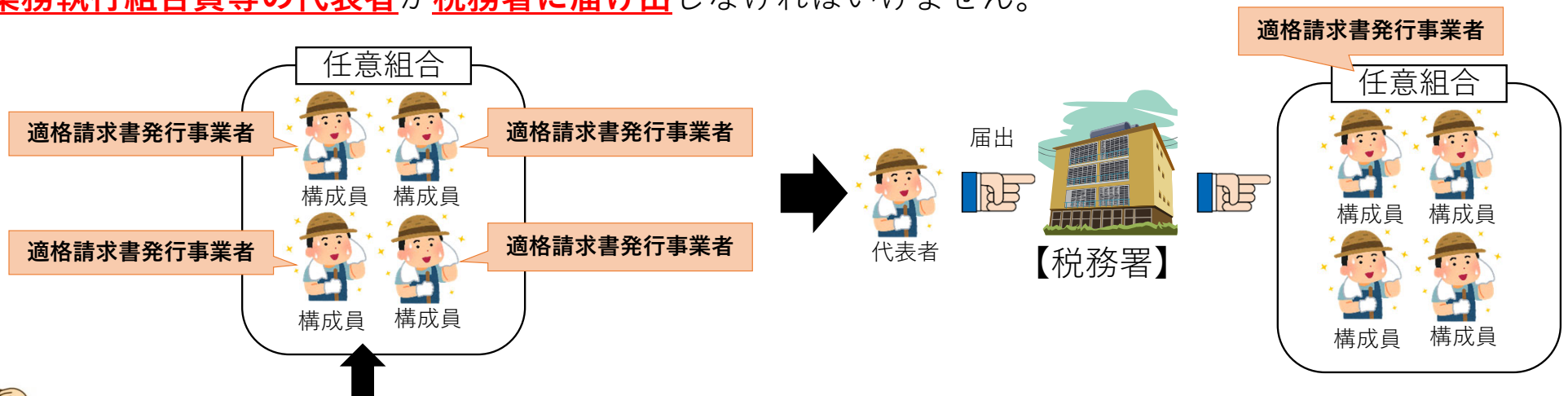
安芸駅ちばさん市場の場合、出品者全員が課税事業者（適格請求書発行事業者）であれば、レジでインボイスを発行することはできます。しかし、課税事業者（適格請求書発行事業者）と免税事業者（適格請求書発行事業者ではない）の商品が混在して販売されているので、現状のまま、レジでまとめて、インボイスの発行をすることはできません。

12. 任意組合の取引への影響

農業では、複数の農業者が集まって、任意組合（生産組合等）として活動する場合があります。

この場合、法人格のない任意組合が適格請求書発行事業者として登録できるか否か？がポイントになります。

任意組合が適格請求書（インボイス）を発行するためには、構成員全員が適格請求書発行事業者で、かつ、業務執行組合員等の代表者が税務署に届け出しなければいけません。

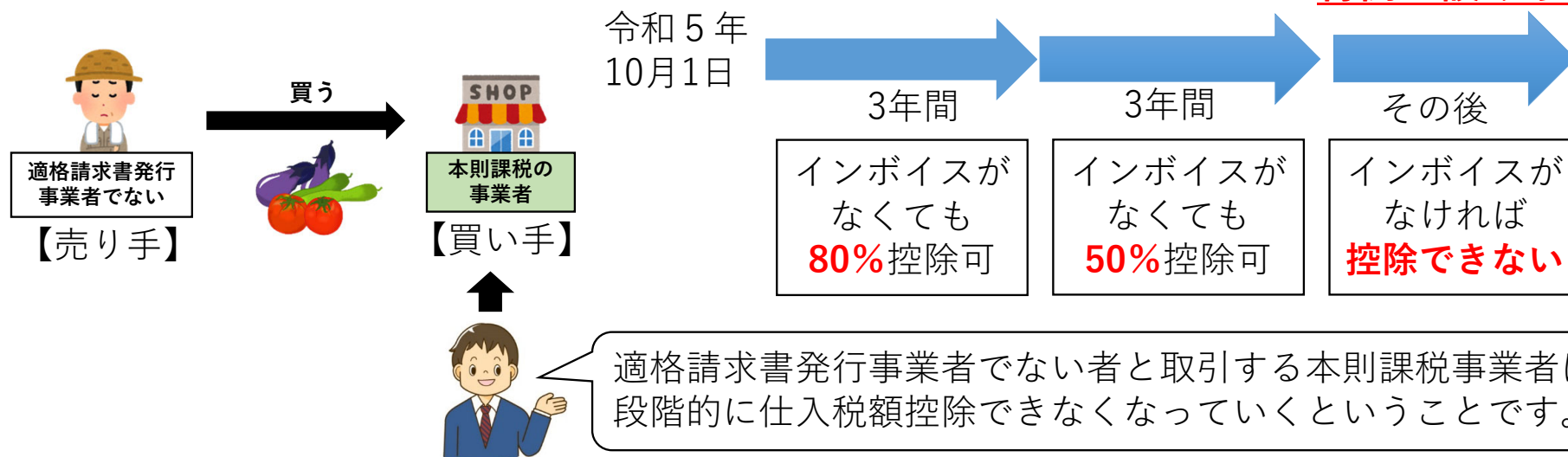


残念ながら、任意組合は小規模な農業者を中心に組織している場合が多いので、構成員全員が適格請求書発行事業者になっているのはレアケースであると考えられます。

13. 経過措置

令和5年10月1日のインボイス制度導入から「買い手」側には一定期間は税額計算の特例が措置されます。

適格請求書発行事業者でない事業者からの課税仕入について、
インボイス制度導入後3年間は「仕入税額相当額の80%を控除できる」
その後3年間は「仕入税額相当額の50%を控除できる」
という特例が設けられます。



14. まとめ

あなたが免税事業者である場合⇒売上先(出荷先)によって対応が変わります

卸売市場・・・・・・・・・・・・・インボイスは求めてこない

J A (農協)・・・・・・・・・・・・・インボイスは求めてこない

売上1000万円以下の免税事業者・・・・・・・・・・・・・インボイスは求めてこない

売上5000万円以下の簡易課税事業者・・・・・・・・・・・・・インボイスは求めてこない

一般消費者・・・・・・・・・・・・・インボイスは求めてこない

課税事業者・・・・・・・・・・・・・インボイスを求めてくるかも？こないかも？

道の駅や産直市場での販売・・・・・・・・・・・・・事業者に対応を聞いてください

スーパーの産直コーナーに出品(委託販売)・事業者に対応を聞いてください

シルバー人材センターの仕事をしている・・・・・センターに対応を聞いてください

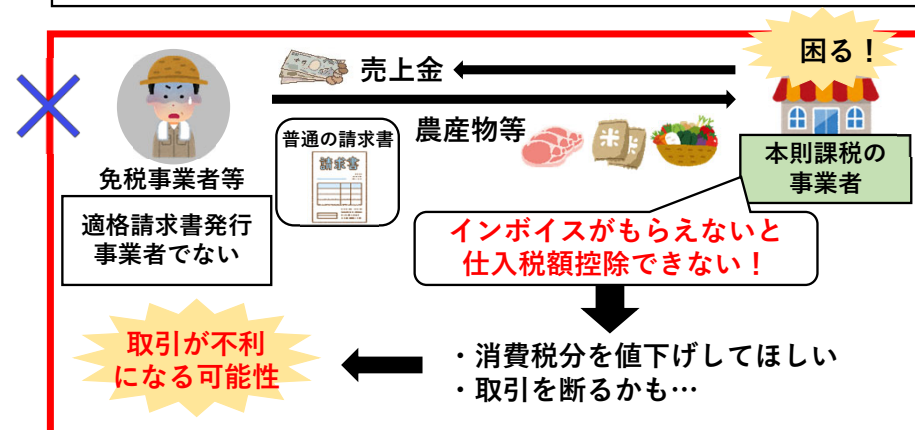
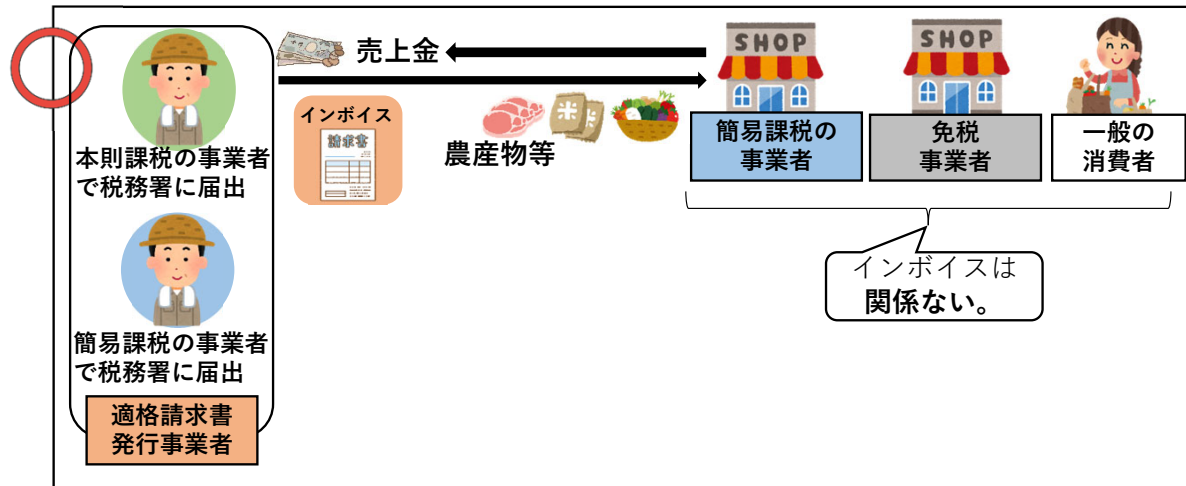
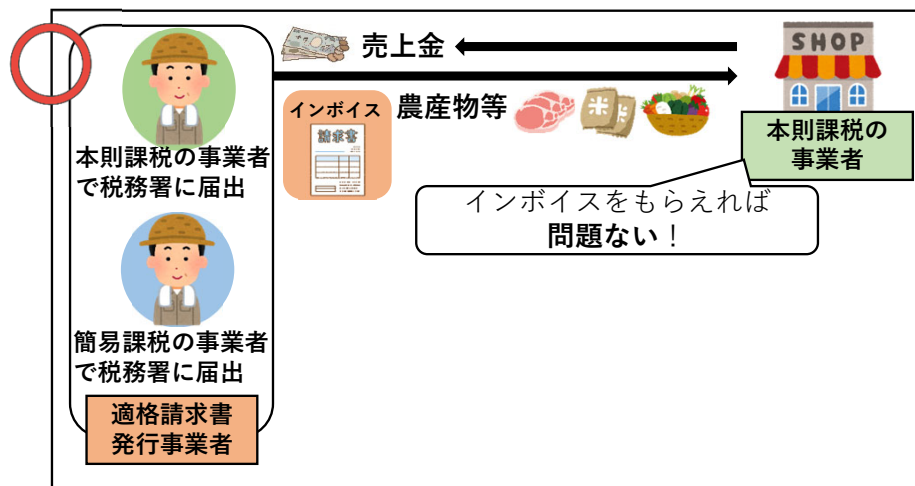
あなたが課税事業者である場合　＊適格請求書発行事業者登録をしても

新たな税負担は発生しません　＜事務負担は増えますが＞

今までどおり、消費税の申告をすればよい

道の駅や産直市場、スーパーの産直コーナーへの出品(委託販売)している場合は、事業者に対応を聞いてください　＜産直コーナーを廃止する可能性もあります＞

農産物の販売等、農業者が「売り手」の立場の場合



(注) 本則課税、簡易課税の農業者であっても、自動的に「適格請求書発行事業者」になるわけではありません。
税務署に届出をしないと「適格請求書発行事業者」になれませんので注意してください。

15. 最後に 民商からのお願い

インボイス制度は、個々の事業者、地域経済に大きな影響を与えます。とりわけ、高知県は中小の事業者、小規模農家が多く、中山間地域などでは悪影響はさらに大きくなります。

私たち民商は「インボイス制度」に反対しています。

今は、実施延期を求めています。

多くの業界団体も中止・延期を求めています。

* 制度が周知されていない、コロナ禍で準備が進んでいない、資材・物価高騰などを理由に
安芸市、東洋町、田野町、土佐市、仁淀川町、四万十町、大月町の議会で「延期」の意見書が採択されています。
土佐町、大豊町の議会で「中止」の意見書が採択されています。

日本商工会議所
制度導入後の大混乱は避けられない。制度の導入を延期すべきである。(9/15)

① インボイス制度がまだ多くの人、事業者には知られていません。周りの方に知らせてください。

議員さんも理解している人は少ない状況です。地元、知り合いの議員に知らせてください。

② インボイス制度反対の署名にご協力ください。

※お呼びいただけたら、近くの民商がお話に行きます。少人数でもかまいません。

本日は、ありがとうございました。

高知県商工団体連合会 事務局長 入江博孝 * 当会は県下7民商(民主商工会)の連合会です
高知市河ノ瀬町33 民商会館3階

電話088-832-4838 メール:kosyoren@citrus.ocn.ne.jp ホームページ:kosyoren.jp